

令和 7 年 12 月 臨時 会

富士山南東消防組合議 会 会 議 録

令和 7 年 12 月 16 日

富士山南東消防組合議 会

令和7年富士山南東消防組合議会12月臨時会会議録目次

(12月16日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○説明のため出席した者	1
○議会事務担当職員	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○諸般の報告	3
○議席の指定	3
○会期の決定	4
○会議録署名議員の指名	4
○管理者挨拶	5
○議第14号 富士山南東消防組合火災予防条例の一部を改正する条例案	5
○議第15号 富士山南東消防組合監査委員の選任について	6
○閉会の挨拶	8
○閉会の宣告	8
○署名議員	9

令和7年富士山南東消防組合議会12月臨時会会議録

議 事 日 程

令和7年12月16日（火曜日）午前9時30分開会

- 日程第 1 議席の指定
日程第 2 会期の決定
日程第 3 会議録署名議員の指名
日程第 4 議第14号 富士山南東消防組合火災予防条例の一部を改正する条例案
日程第 5 議第15号 富士山南東消防組合監査委員の選任について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議席の指定
日程第 2 会期の決定
日程第 3 会議録署名議員の指名
日程第 4 議第14号 富士山南東消防組合火災予防条例の一部を改正する条例案
日程第 5 議第15号 富士山南東消防組合監査委員の選任について
-

出席議員（9名）

- | | | | |
|-----|------|----|------|
| 1番 | 川原章寛 | 2番 | 鈴木文子 |
| 3番 | 井出春彦 | 4番 | 植松英樹 |
| 5番 | 藤江康儀 | 6番 | 野村諒子 |
| 7番 | 石井真人 | 9番 | 井出悟 |
| 10番 | 大橋勝彦 | | |

欠席議員（1名）

- 8番 二ノ宮善明
-

説明のため出席した者

- | | | | |
|-------------|------|-------------------|------|
| 管 理 市 者 長 | 豊岡武士 | 副 管 理 市 者 長 | 村田悠 |
| 副 管 理 市 者 長 | 池田修 | 消 防 長 | 鈴木清明 |
| 消 防 次 長 | 高村新一 | 参 事 兼 長 泉 消 防 署 長 | 下山和典 |

三島消防署長	渡辺光明	裾野消防署長	漆畑英夫
総務課長	佐野博実	予防課長	湯川信一
警防救急課長	室伏郷志	通信指令課長	関智勝

議会事務担当職員

書記長	羽田浩二	書記	杉山智春
書記	大西保信	書記	石原嵩大

開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

○議長（鈴木文子） 出席議員が定足数に達しましたので、これより令和7年富士山南東消防組合議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（鈴木文子） 直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（鈴木文子） 地方自治法第292条において準用する同法第121条の規定により、管理者宛て出席方を通告しておきましたので、御報告申し上げます。

本日の会議に8番 二ノ宮善明議員から欠席する旨の届出がありましたので、御報告を申し上げます。

ここで、長泉町より選出されております組合副管理者が再任されましたので、御挨拶をお願いいたします。

池田副管理者。

○副管理者（池田 修） 皆さん、改めましておはようございます。

9月の選挙におきまして3期目の町長当選をさせていただくこととなりました。10月10日から新しい任期に入っております。議員の皆様方の御理解をいただきまして、豊岡管理者、村田副管理者と共に、当組合の副管理者を務めさせていただきます。引き続きどうぞよろしく御指導をお願いいたします。

○議長（鈴木文子） 本日の議事日程は、お手元に配付しました日程のとおりでございます。

◎議席の指定

○議長（鈴木文子） これより日程に入ります。

日程第1 議席の指定を議題といたします。

このたび三島市から新たに選出されました野村諒子議員並びに長泉町から選出されております井出春彦議員、植松英樹議員が再選されましたので、3名の議席を会議規則第4条第1項の規定

により、野村諒子議員の議席は6番に、井出春彦議員の議席は3番に、植松英樹議員の議席は4番にそれぞれ指定いたします。

ここで、3名の方から御挨拶をお願いいたします。

野村諒子議員。

○議員（野村諒子） 皆さん、おはようございます。三島市の野村諒子でございます。

私、今、議員として4期目ですが、組合議会は初めてですので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（鈴木文子） 井出春彦議員。

○議員（井出春彦） 皆さん、こんにちは。

議員としては21年目になります。6期です。ずうずうしくしぶとくやっております。消防に関しては9年目に入るのかな。とにかく一生懸命やりますから、今後ともよろしく申し上げます。

○議長（鈴木文子） 植松英樹議員。

○議員（植松英樹） 改めましておはようございます。

井出春彦議員と同様、ずうずうしく6期目、21年目になります。消防組合議員は、前回に引き続いて継続という形になりますので、引き続きよろしく申し上げます。

◎会期の決定

○議長（鈴木文子） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） 御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鈴木文子） 次に、日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、議長において、9番 井出悟議員、10番 大橋勝彦議員、両名を指名いたします。

◎管理者挨拶

○議長（鈴木文子） ここで、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

豊岡管理者。

○管理者（豊岡武士） 議員の皆様、おはようございます。

まずもって、池田副管理者、そしてお三方の議員の皆さんには、改めてこの富士山南東消防組合の発展のために御尽力を賜りますように心からお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いたします。

本日は、令和7年の富士山南東消防組合議会臨時会の招集を申し上げさせていただいたわけですが、議員の皆様には、年末の大変お忙しい中、御出席を賜り、ここに開会の運びとなりましたこと、また、日頃より消防行政の推進に格別なる御理解と御協力を賜っておりまして、厚く御礼申し上げる次第でございます。

さて、本日、御提案申し上げます議案であります。富士山南東消防組合火災予防条例の一部を改正する条例案でございます。本年2月に岩手県大船渡市で発生した大規模な林野火災を受け、国において検討会が開催され、その報告書を踏まえた火災予防条例（例）の改正が行われました。本組合におきましても、これに準じて必要な改正を行い、地域の安全を一層確保することを目的としておりまして、いずれも住民の皆様々の安全を守るための条例改正でございます。

詳細につきましては、この後、消防長から御説明させていただきますので、何とぞ御審議をいただき、御賛同賜りますようお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願申し上げます。

◎議第14号 富士山南東消防組合火災予防条例の一部を改正する条例案

○議長（鈴木文子） 次に、日程第4 議第14号 富士山南東消防組合火災予防条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本件について当局からの提案理由の説明を願います。

鈴木消防長。

○消防長（鈴木清明） ただいま上程になりました議第14号 富士山南東消防組合火災予防条例の一部を改正する条例案の提案要旨について御説明申し上げます。

今回の改正は、令和7年2月に岩手県大船渡市で発生した大規模な林野火災を受けて開催された国の検討会の報告を踏まえ、国の火災予防条例（例）の改正が行われたことに伴い、これに準じた改正を行おうとするものです。

改正の内容につきましては、住民に努力義務を課して林野火災の予防に係る注意喚起を行う林野火災注意報を創設し、その対象となる区域を指定することができることとする。火の使用制限に係る罰則が設けられている消防法に基づく火災警報のうち、林野火災の予防を目的として

発する林野火災警報について、火の使用制限の対象となる区域を指定することができることとする。火災と紛らわしい煙等を発生するおそれのある行為の届出について、キャンプ場などを運営する事業者等が届出をした場合には、行為者である利用者の届出を不要とする特例措置に関する事項を規則で定めることとする。また、当該届出が必要となる行為にたき火が含まれることを明確化するとともに、その対象となる期間及び区域を指定することができることとする。などが主なものとなり、それぞれ所要の改正を行うものです。

林野火災注意報、林野火災警報の発令基準及び火の使用制限に係る区域につきましては、総務省消防庁通知である林野火災の予防及び消火活動についてにおいて示されている設定例を参考として、富士山南東消防組合火災予防条例施行規則を改正し定める予定であり、具体的な発令基準及び区域につきましては、林野火災注意報は前3日間の合計降水量が1ミリ以下かつ前30日間の合計降水量が30ミリ以下である場合、前3日間の合計降水量が1ミリ以下かつ乾燥注意報が発令された場合のいずれかに該当した場合とし、林野火災警報は林野火災注意報のいずれかの発令基準に加え、強風注意報が発令された場合とするものです。

また、火の使用制限の対象となる区域は、森林法第5条第1項の規定により、県知事が作成する地域森林計画の対象とする森林及び同法第7条の2第1項の規定により作成する国有林の地域別森林計画の対象とする森林の区域とするものです。

なお、施行期日につきましては、令和8年1月1日とするものです。

議第14号 富士山南東消防組合火災予防条例の一部を改正する条例案についての説明は以上でございます。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木文子） 説明が終わりましたので、これより議第14号について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） なければ、議第14号について質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより第14号について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） なければ、討論を終わり、これより議第14号 富士山南東消防組合火災予防条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木文子） 挙手全員と認めます。よって、議第14号は原案どおり可決されました。

◎議第15号 富士山南東消防組合監査委員の選任について

○議長（鈴木文子） 次に、日程第5 議第15号 富士山南東消防組合監査委員の選任についてを

議題といたします。

本件については、3番 井出春彦議員は、地方自治法第117条の規定により除斥されますので、退場を求めます。

〔井出春彦議員退場〕

○議長（鈴木文子） 本件について当局からの提案理由の説明を願います。

豊岡管理者。

○管理者（豊岡武士） ただいま上程になりました議第15号 富士山南東消防組合監査委員の選任についてであります。地方自治法第196条第1項の規定により、議員のうちから選任する監査委員として、井出春彦氏を選任いたしたく提案するものでございます。

井出氏は、平成17年以来6期にわたり長泉町議会議員として活躍されておられ、この間、長泉町議会の副議長、さらには長泉町議会議長など多くの公職を歴任され、その豊富な経験と優れた識見は監査委員としてまさに適任であると存じますので、御推挙申し上げる次第でございます。

以上、よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木文子） 説明が終わりましたので、これより本件について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） なければ、本件について質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） なければ、討論を終わり、これより議第15号 富士山南東消防組合監査委員の選任についてを採決いたします。

3番 井出春彦議員の富士山南東消防組合監査委員の選任について、これに同意する方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木文子） 起立全員と認めます。よって、井出春彦議員の富士山南東消防組合監査委員の選任について、これに同意することに決定いたしました。

3番 井出春彦議員の復席を求めます。

〔井出春彦議員復席〕

○議長（鈴木文子） ただいま富士山南東消防組合監査委員の選任に同意を得られました井出春彦議員から発言を求められておりますので、これを許します。

井出春彦議員。

○議員（井出春彦） 皆さんの推挙ですか、どういう形かちょっといなかったもので分かりませんが、監査ということで、なかなか数字のことは難しいかなんていうふうに思いますけれども、一生懸命、皆さん、今、非常にお金の使い方は厳しいですから、知恵を使って、ぜひ前向きにお金を節約しながらいまいしょうということでもよろしく願いいたします。

◎閉会の挨拶

○議長（鈴木文子） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

豊岡管理者。

○管理者（豊岡武士） 井出議員、監査、よろしくひとつお願いいたします。

令和7年の富士山南東消防組合議会臨時会を閉会するに当たりまして、一言御礼の御挨拶を申し上げます。

御提案いたしました各議案等につきまして慎重に御審議を賜り、誠にありがとうございました。議会を通じ、また日頃よりいただいております貴重な御意見、御提言につきましては、今後の組合運営に十分に生かしてまいりたいと考えておりますので、今後ともより一層の御支援、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

今回の条例改正は、林野火災の予防を強化し、住民の生命、財産を守るために欠かせないものであり、国の改正に準じつつ、地域の実情に即した形で制度を整備するものでございます。

林野火災は、一度発生いたしますと広範囲に延焼し、地域社会に深刻な影響を及ぼします。冒頭申しました岩手県大船渡市に続き、本年3月に岡山県や愛媛県で大規模な山火事が発生し、さらに今月8日には群馬県の妙義山、翌9日には神奈川県伊勢原市と林野火災が続発し、住宅や施設にまで延焼する深刻な被害が確認されるなど、地域社会に大きな影響を及ぼしているところでございます。また、11月には、大分市佐賀関で180棟以上が焼損した市街地火災が発生し、都市部においても甚大な被害が生じております。

今回の改正により、住民への注意喚起や火の使用制限、届出制度の明確化などが進み、予防体制の充実へつながることを期待いたしているところでございますが、当富士山南東消防組合におきましても、かなりの林野があるわけでございまして、その中で地域住民並びに議員の皆様様の御理解を得ながら、さらなる消防力の強化に努めてまいりたいと考えます。

終わりになりますけれども、先日の青森県東方沖地震の被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興を願うところでございます。

本年も残すところ僅かになってまいりました。議員の皆様には、御健勝にて新年をお迎えくださいますように願ひまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（鈴木文子） これをもちまして、令和7年富士山南東消防組合議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会 午前 9時50分

地方自治法第123条の規定により署名する

令和7年12月16日

議 長 鈴 木 文 子

署 名 議 員 井 出 悟

署 名 議 員 大 橋 勝 彦